

令和 5 年度

小平市立公民館事業計画 (案)

小平市立公民館

基本方針

第二次小平市教育振興基本計画の教育目標の一つである「一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくります」を達成するとともに、「公民館の課題と今後の方向性 ―公民館のあり方検討に関する報告書―」で示した公民館に求められる役割を実現するために、本事業計画では、次の3点を基本方針として掲げ公民館事業に反映してまいります。

1 市民一人一人の学びを促進するとともに、コミュニティづくりを進める公民館の機能を重視する

公民館における学習は単に個人の資質を高めることにとどめず、コミュニティの資質を高め、市民一人一人とコミュニティの資質向上の相互作用によって地域が発展していくことを目指します。

2 学習活動の成果を身近な人や地域へ還元することで、課題解決に向けた実践に結び付けていく

地域における身近な課題やテーマに着目し、その課題を解決することで、生活の質を高めるまちづくりや心の豊かさを実現することを目指します。

3 地域の人材の育成とネットワークづくりを促進する

地域には様々な技術や能力を持った多様な市民が存在します。こうした方々が地域を理解し、地域に関心を持つ場を設けるとともに、地域の課題に取り組む人材や地域自治の担い手を育成することで、開かれた地域のネットワーク構築を目指します。

推進事項

1 公民館事業企画委員会による講座企画

公民館を学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点とするため各館に設置している公民館事業企画委員会を通して、地域のリーダー等、市民と顔の見える関係を築き、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を構築する講座や市民の意向が反映された講座の企画を進めます。

また、新たな利用者の獲得を目指す講座の企画に留まらず、その先に続く新たなコミュニティづくりを見据え、サークル化の促進にも努めます。

2 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施

市民が学びあうことを基本に、地域で活動する市民の人材育成や団体の活性化等の視点を踏まえ、地域と連携・協力を図りながら、地域における様々な課題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を実施するとともに、若い世代の声を反映する場のひとつとして、高校生との交流にも取り組みます。

また、小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着を持ってもらうきっかけづくりとなる場を提供します。

3 子育て支援に関する講座の実施

家庭教育の向上及び子育て支援につながる取組として、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりにつながる講座を実施します。

4 地域と連携したジュニア向け講座の実施

ジュニア向けに地域の多様な主体と連携を図りながら、様々な体験を通じた地域への興味、関心を深めるきっかけづくりにつながる講座を実施し、受講後継続して公民館を利用してもらえる仕組みづくりに取り組みます。

5 シニア向け講座の実施

シニア世代を対象に、学習機会及び地域活動へのきっかけづくりとなる場を提供するとともに、学習活動の成果を地域に還元し、地域の担い手の育成につながる講座を実施します。

6 国際理解の促進

外国文化や日本文化等について新たな発見や気づきとなる講座を実施し、外国人や国際社会の理解につなげ、将来を見据えた「できること」を考える機会の提供に取り組みます。

7 学習活動の成果を活かすことができる事業の実施及び発表する場の提供

公民館事業企画委員会や市民学習奨励学級等、市民が自主的に講座の企画運営に参画できる機会を提供します。

また、公民館まつり等、学習活動の成果を発表する場づくりに努め、発表者と見学者のコミュニティづくりにつながる様々な活動の橋渡しを支援します。

8 子どもの自由で安全・安心な居場所の提供

公民館利用団体や地域のボランティアと連携し、多世代交流にもつながるような様々なメニューやレクリエーションになるよう工夫し、土曜子ども広場「友・遊」における体験的な学びを中心とした、自由で安全・安心な子どもの居場所を提供します。また、夏休み学習支援室の開設や学習室などの学習支援にも取り組みます。

9 なかまちテラスを活かした事業の実施

図書館との複合施設であることを活かし、なかまちテラスLINKS講座や各種講座等において連携を図るとともに、より多くの市民の利用を意識した取組を行います。

また、地域の多様な主体と連携を図りながら地域コミュニティの活性化に寄与する事業を実施します。

10 市民だれもが参加しやすい事業の実施

オンラインを活用した講座の実施を推進するなど、子ども、高齢者、障がいのある方及び外国の方をはじめ、市民のだれもが参加しやすい事業の実施に努めます。

また、パソコン・スマートフォンの講座の実施などによりデジタルデバイドの解消に取り組みます。

11 公民館利用団体等の育成・支援

地域で活動する市民の人材育成を見据え、公民館利用団体の自主的・主体的な学習活動の活性化のため、公民館利用団体等の育成・支援を行います。

12 公民館施設の整備及び維持管理

施設の長期使用、利用者の継続的な安全・安心及び快適利用に供するため、必要性及び時勢に応じた施設整備を行います。また、W i - F i 環境を順次整備するよう努めます。

13 新型コロナウイルス感染対策の取組

新型コロナウイルス感染対策として、引き続き、国・東京都・小平市の方針等を踏まえた対策を実施し、利用者にも周知を行うなど安全・安心に配慮して運営します。

14 公共施設マネジメントにおける公民館と他施設との複合化に関する検討

中央公民館、小川西町公民館、花小金井北公民館は、公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設と複合化することとしています。複合化に向けた事業の進捗状況に応じて、部屋の共用化・多目的化や運営体制等について関係部署と連携しながら検討します。

実施事業

第1 学習機会の提供

1 定期講座の開設

市民が生涯にわたって自主的に学習するきっかけづくりを提供するとともに、市民相互の交流を深め、地域における課題解決を図る機会としての学習の場を設けます。

(1) 定期講座の開設基準

- ① 学習課題として常設的に開設すべきもの
- ② テーマを継続し内容を発展的に捉えて開設すべきもの
- ③ 社会的課題（地域課題、生活課題）として開設すべきもの
- ④ 世代間及び地域の交流を促進するもの
- ⑤ 市民要望の多いもの
- ⑥ 各館の施設、学習機器等設備の特色・機能が活かされるもの

(2) 定期講座の企画

市民が事業の企画に参画する公民館事業企画委員会を通じて、地域のリーダーと継続的につながり、地域住民の意向の反映とサークル化の促進など新たなコミュニティの醸成を意識した定期講座を企画します。

また、企画検討にあたっては、講座受講者へのアンケートの実施や市民、公民館利用者・利用団体（利用者懇談会・友の会等）等との意見交換等を通じて、公民館事業企画委員以外の声も反映するよう努めます。

(3) 定期講座の内容

公民館事業企画委員会において企画した、地域における課題を自ら解決することや地域の特性を活かす様々なテーマの講座を、市民が学びあうことを基本的に地域と連携しながら実施します。

① 地域支援講座

まち歩きを通じて小平のまちについて学ぶ講座、ゴミ問題を学び・考える講座など、地域における課題の解決に向けた地域活動・連携をテーマに、地域で活躍している方やサークル活動に参加している方等から学ぶ、地域への愛着を持ってもらうきっかけとなる地域密着型の講座を実施します。

② 防災・生活安全講座

より豊かな地域コミュニティづくりに向け、自助・共助を踏まえた地域防災及び安全で安心な生活を送るための講座を、体験を取り入れるなどの工夫を行い、関係機関とも連携を図りながら実施します。

③ 健康づくり講座

低山歩き、ボッチャ、ヨガといったテーマの講座を開設することで、幅広い年齢層を対象として、心身の健康維持・増進を図るとともに、座学だけでなく実習や体験を取り入れながら運動習慣の定着や仲間づくりができる学びの場を提供します。

④ 子育て支援講座

家庭教育の向上及び子育て中の親への学習支援として、思春期の子どもへの関わり方を学ぶ講座、ライフプランについて学ぶ講座などを通じて子育ての不安や孤立の解消に努めるとともに、パン作りや親子参加の苔玉づくりなど、仲間づくりや親子・家族で参加できる講座も実施します。

⑤ ジュニア講座

小・中学生を対象に、地域の多様な主体と連携を図り、和菓子作りや星空観察に関する講座など、様々な体験や地域住民との交流等から学習への興味、関心を深めるきっかけづくりにつながる講座を実施します。

また、中央公民館においては、実施する講座等をきっかけに、子どもたちが受講後も継続して公民館を利用してもらえるよう検討し、取り組みます。

⑥ シニア講座

シニア世代を対象に、シニア世代の関心が高い健康づくりに関する講座等を通して仲間づくりにもつながる講座を開設します。

また、中央公民館のシルバー大学においては、フィールドワークも交えて、小平市に親しみ地域で活躍するためのヒントを得る場を提供します。

⑦ 文化・教養講座

人気の高い緑茶・コーヒー・紅茶をテーマにした講座や、テレビドラマ化

で注目されている源氏物語をテーマとした講座を開設するなど、講座を通して興味、関心の幅を広げ、新たな目標や目的、生きがいを見出すことや、新たなコミュニティづくりにつながる学びの場を提供します。

(4) その他の定期講座等

中央公民館では、公民館事業企画委員会の企画に関わらず、以下の講座について実施します。

- ① 障がい理解講座
- ② ジュニア大学
- ③ シルバー大学
- ④ 国際理解講座
- ⑤ 憲法講座
- ⑥ 女性セミナー
- ⑦ パソコン等講座
- ⑧ けやき青年教室

(5) 定期講座の開設数

【公民館事業企画委員会企画講座】

(単位：コース)

| 館名 | 講座区分 | | | | | | | 開設数 |
|-------|------|--------|-------|-------|------|-----|------|-----|
| | 地域支援 | 防災生活安全 | 健康づくり | 子育て支援 | ジュニア | シニア | 文化教養 | |
| 中央 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 13 |
| 小川 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 10 |
| 花小金井北 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 10 |
| 上宿 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| 上水南 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| 小川西町 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 9 |
| 花小金井南 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 12 |
| 仲町 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 |
| 津田 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 3 | 12 |
| 大沼 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 12 |
| 鈴木 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 10 |
| 合計 | 21 | 8 | 14 | 15 | 16 | 17 | 25 | 116 |

【その他の定期講座】

(単位：コース)

| 講座区分 | 講座名 | 開設数 |
|-------|---|-----|
| 地域支援 | 障がい理解講座（中央） | 1 |
| ジュニア | ジュニア大学（中央） | 1 |
| シニア | シルバー大学（中央） | 1 |
| 文化・教養 | 高校生事業企画委員会企画、国際理解講座、憲法講座、女性セミナー 1～2、パソコン等講座 1～4、けやき青年教室（中央） | 10 |
| | | 13 |

(6) 保育室の開設

乳幼児の保護者が、学習や市民相互の交流への参加の一助となるよう、保育室を開設します。

(7) オンライン学習環境の整備

オンライン環境が整備されていない9つの分館においてポケットWi-Fiを試行的に導入し、公民館に来館することなく講座を聴講する方法であっても学習効果が期待できるものについてはオンラインによる配信をするよう努めます。

また、主にシニア世代を対象として、スマートフォンやパソコンの初心者向け講座を実施し、デジタルデバインド解消に向けた取組も進めます。

2 市民学習奨励学級の実施

市民の自主的な団体の学習及び文化活動を支援・促進するとともに、学習機会の拡大を図ることを目的に、市民団体が企画運営する講演会や講座を実施します。

実施に当たっては、立ち上げて間もない団体や運営の活性化を目指す団体等を重点的に支援します。

3 講演会、音楽会等の開催

時事問題、生活課題、地域課題等の解決や、教養、各種分野への興味関心の拡大に向けたテーマの講演会や幅広い世代に音楽の楽しさを提供するため親子で楽しめる音楽会を開催します。

また、音楽を通じた多世代交流や地域コミュニティづくりにつながる機会として、子ども、障がいのある方、外国の方等、だれもが参加できる音楽祭を、多様な市民で構成される実行委員会と協働し開催します。

4 視聴覚教育事業

(1) 視聴覚ライブラリーを整備・充実し、社会教育関係団体等への貸出・助言を行います。

(2) 視聴覚ライブラリー等を活用した映画鑑賞会のほか、依頼に応じて出前映画会

を開催します。

【中央公民館】

| | |
|-----------|------------|
| 金曜市民劇場 | 第3金曜日（12回） |
| 土曜子ども映画会 | 第2土曜日（11回） |
| 夏休み子ども映画会 | 8月（2回） |
| 冬休み子ども映画会 | 12月（2回） |
| 春休み子ども映画会 | 3月（1回） |

【分館】

| | |
|--------|-----------------|
| 子ども映画会 | 夏休み、冬休み、春休み、その他 |
|--------|-----------------|

(3) 16ミリ発声映写機検定会を開催（1回）します。

5 土曜子ども広場「友・遊」の実施

土曜子ども広場「友・遊」を開設し、体験的な学びを中心とした子ども向けプログラムを提供します。

実施にあたっては、多世代交流にもつながるよう地域のボランティア等と連携するとともに、ボードゲーム、Nゲージ、及び調理を伴うプログラムなどを提供し、活動の活性化を図ります。

また、夏休み期間中に友・遊こどもまつりを開催するほか、学習支援ボランティアの協力のもと、小学生を対象とした学習支援室や夏休み学習支援室を開設します。

6 公民館まつりの開催

公民館利用団体が学習活動の成果を発表する場とする公民館まつりを開催し、コミュニティづくりにつながる様々な活動を支援します。

まつりの開催に際しては、まつり実行委員会等や小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会との共催とし、まつりに参加するサークル団体等の主体的な運営を支援します。

また、近隣の小・中学校等との連携による児童・生徒等の作品展示、舞台発表等についても実施に向けて努めます。

7 サークルフェアの開催

中央公民館の利用団体の活性化や利用団体間のネットワークづくりを目的に、それぞれの利用団体の活動を市民に紹介するとともに、体験できる場や交流する場として、参加団体による主体的な運営を支援しながらサークルフェアを開催します。

実施にあたっては講演会を同時開催するなど、来館者が増えるための方策について実行委員会と協議します。

8 学習成果発表展の開催

公民館事業をより効果的に広く周知するため、定期講座の取組や受講者の学びの成果を作品として展示する学習成果発表展を、こいだいらオール公民館まつりに合わせて開催します。

9 けやき青年教室の実施

中央公民館において、軽度の知的障がいのある義務教育修了の青年を対象に、日常生活に必要な知識を高めるため、教養、文化、音楽、料理、スポーツレクリエーション等の体験を中心とした学習活動を通じて、仲間づくりや地域との交流の促進を図ります。

10 高校生との交流

中央公民館において、高校生との交流に取り組み、若い世代の声に耳を傾け、若い世代が活動する場をつくります。

第2 市民への学習支援

1 公民館利用団体等の育成・支援

(1) 各種の学習活動や地域活動への参加のための相談・紹介を行います。

(2) 公民館利用団体の自主的・主体的な学習活動や団体運営に向けた支援、助言を行うことで、地域の人材育成につなげるとともに、関係機関や学校等へのコーディネート、講師の紹介等を行います。

(3) 定期講座受講修了者による自主的な継続学習のためのサークル・団体づくりを支援します。

(4) 自主的な学習の継続やサークル運営の定着、新たな会員募集等、団体活動の安定化に必要性を認める利用団体を対象に、その運用方法等についての助言やその他支援を行い、団体が自立を目指せるよう、市民学習奨励学級を実施します。

(5) 分館では、乳幼児の保護者が所属する定期利用団体の継続的な学習活動を支援するため、保育室を開設します。保育室の開設にあたっては、保育室運営会議等を開催し、開設主旨を周知しながら安全で安心して利用できる運営を図ります。
なお、新型コロナウイルス感染対策下においても子育て中のサークル利用者が活動を継続していけるよう、保育室の柔軟な運営に努めます。

2 利用団体（利用者懇談会・友の会等）との連携

各公民館利用団体と連携し、公民館活動の円滑な運営を図るほか、広報誌の発行支援を行います。

また、公共施設マネジメントの取組や公民館施設の利用者負担の見直しについては、各公民館利用団体へ必要な情報提供を行うよう努めます。

第3 公民館施設の提供・管理

1 施設の利用

公民館は、社会教育施設として、学習活動や市民の集会その他の公共的利用に供する活動に提供します。なお、新型コロナウイルス感染対策下においては、国・東京都・小平市の方針等を踏まえた対策を施し、利用者が安全・安心に活動できるよう支援します。

2 定期利用団体への支援（分館）

（1）部屋割調整会議の開催

市民が自主的な社会教育活動を行う定期利用団体の活動支援のため、定期的・継続的な活動の場を確保できるよう、分館での部屋の優先予約を行うための部屋割調整会議を開催します。

（2）ロッカーの貸出

定期利用団体の活動に要する文具類・印刷用消耗品等の保管のためのロッカーを貸し出します。

3 備品の貸出及び印刷機・コピー機の提供

公民館利用団体へ学習活動に必要な学習機器等の備品の貸し出しや印刷物作成の支援として、印刷機・コピー機を提供します。

4 各種情報・資料等の提供

各種行政広報、社会教育関係の情報・資料等の収集及び提供を行います。

5 学習室の開設

主に夏休み期間中の小・中学生、高校生等を対象に、夏休み学習室を各公民館に開設します。

6 施設の整備・改修及び設備等の充実

必要に応じた維持管理に努めます。

7 環境・景観への配慮

緑のカーテンを推進します。

第4 公民館の運営

1 公民館運営審議会の開催

公民館運営審議会を開催し、公民館の運営・事業の企画実施について調査審議を行います。

2 職員会議等の開催

職員会議等を開催し、各館の事業の検討・討議、連絡・調整等を行い、職員の資質向上につなげます。

講座の企画・運営に係る情報交換等については、随時行うとともに、情報を積極的に収集することに努めます。

3 研修・会議等への参加

他機関が開催する以下の研修・会議等へ可能な限り参加し、職員の資質向上や積極的な情報収集に努めます。

（1）国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催講習会

（2）東京都教育委員会主催セミナー

- (3) 東京都公民館連絡協議会主催研修
- (4) 東京都公民館研究大会
- (5) 関東甲信越静公民館研究大会
- (6) 各種講習会

4 広報活動

- (1) 公民館報『こだいら公民館だより』を年4回発行します。
- (2) 各施設において、市民にわかりやすく見やすいポスター・チラシづくりに努め、掲示・配布します。
- (3) 募集中の講座・イベント等の情報を、市報や市ホームページへ随時掲載するとともに、必要に応じてメールマガジンやツイッターも活用します。市ホームページへの掲載にあたっては、市民が見やすく、検索しやすい内容になるよう努めます。
- (4) 公民館運営審議会の開催案内、会議概要報告等を市ホームページに掲載します。
- (5) 小・中学生対象の事業については、随時、市ホームページ(キッズページ含む)に掲載するとともに、イベント案内のチラシを各学校に配布します。

5 公民館のあり方の検討

市の公共施設マネジメントの取組の中で、公民館を含めた公共施設の複合化が検討されています。事業の進捗状況に応じて、部屋の共用化・多目的化や運営体制等について関係部署と連携しながら取り組むとともに、小学校を核とした地域コミュニティの醸成を図るための公民館のあり方についても検討します。